

# はるきTIMES

第13号 (2023年 夏)

発行：はるき法律事務所

〒541-0053

大阪府中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612

みなさまに

春が

来る

おてつだいを  
させていただきます。

今号ピックアップ

※ 民法が変わりました

(アップデート付き)

※ 個人情報保護法

2023年改正への対応

はるきTIMESをご覧の方に  
アンケートを実施しています。  
ご回答いただければ幸いです。

アンケートは  
こちらです。⇒



---

# 民法が変わりました（アップデート付き）

## 1 相隣関係について

### （1）はじめに

2021年の民法改正により、相隣関係、つまり自分が所有する土地と隣り合う土地の所有者との関係についての制度が大きく変わりました。この改正は2023年4月から施行されており、既に新しい制度が始まっています。

### （2）新しい制度について

#### ア 隣地使用権の明確化

土地の所有者は、一定の目的（①障壁、建物その他の工作物の築造、収去、修繕②境界標の調査・境界に関する測量③越境した枝の切取り（下記ウ））の為に、必要な範囲内で、隣地を使用する権利が認められました（民法209条1項、以下民法は略します）。

といっても、一定の目的があれば自由に隣地を使用できるというのでは隣地の所有者・使用者はたまったものではありませんので、隣地使用に当たっては、日時・場所・方法について、隣地所有者・使用者のために損害が最も少ないものを選ばなければなりません（209条2項）。

そして、隣地使用に際しては、原則として一定の期間（通常は2週間と考えられています）において事前に隣地の所有者・使用者に通知する必要があります（209条3項）。

#### イ ライフライン設備の設置・利用権の明確化

電気・ガス・水道やその他（電話・インターネット）の設備を他の土地に設置しないと供給を受けられない土地の所有者には、必要な範囲内で、他の土地に設備を設置する権利や他人の所有する設備を使用する権利が認められました（213条の2第1項）。

ただし、他人の土地の権利の制限を伴いますので、事前に土地の所有者に必ず通知しなければなりません（213条の2第3項）。

また、設置により他の土地に損害が発生したり、土地が使用できなくなった場合には、それぞれに応じた償金を支払う必要があります（213条の2第4項ないし第6項）。

他人の設備を使用する場合には、設備の修繕・維持等の費用を負担しなければなりません（213条の2第7項）。

#### ウ 越境した竹木の枝の切取り

越境して生えた竹木の枝については、越境された側はこれまで竹木の所有者に枝を切るように求めるしかできないとされてきましたが、一定の場合には、越境された土地の所有者が自ら切ることができるようになりました（233条3項）。一定の場合とは、①枝を切るように催告したが、竹木の所有者が相当の期間内（通常2週間）に枝を切らない場合②竹木の所有者が分からない、もしくは分かっているにもかかわらず所在不明の場合③急迫の事情がある場合、とされています。

また、土地を共有している場合、他の共有者の承諾がなくとも各共有者はそれぞれ越境した枝を切り取ることができます（233条2項）。

---

---

## 2 アップデート情報（法定利息について）

はるきTIMES第1号（2019年夏）のコラムでご紹介した法定利息について、2020年4月から年3%になりましたが、利率は3年を1期として見直されます（404条3項）。ちょうど今年の4月が3年目となりましたが、見直しの結果、2026年3月末まで利率は年3%のままとなりました。

（出典：法務省HP [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00317.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00317.html)）

今回もお読み頂きありがとうございました。

（東原直樹）

## 個人情報保護法 ～ 2022年改正への対応 ～

例えば、オンラインでセミナーを行っている会社（A会社とします）があるとします。そのセミナーに参加している会員Bから、「退会するので、私の個人情報を消去して下さい」と言われた場合、A会社はどのように対応すればいいのでしょうか。

2022年4月1日より前までは、「法律上はA会社が個人情報を保有できるので、消去には応じておりません」とかいうように、法律上、消去する義務はありませんでした。しかし、2022年4月1日から施行されている改正後の個人情報保護法では、「当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合」にも、本人が情報の消去を請求することができるようになりました。このように2022年4月1日から施行されている改正後の個人情報保護法は、個人の利益をより保護するという規定が制定されています。

その他、2022年4月1日に改正された個人情報保護法では、次のようなことが定められています。

まず、個人情報の開示方法ですが、従来は書面による交付が原則でしたが、メールなどの電子データでも交付が可能になっています。

次に、第三者がA会社に提供した会員Bに関する情報、例えば、会員Bが会員費を支払ったカードに関する情報などがありますが、このような情報を第三者提供情報といいます。会員BはA会社に対して、第三者提供情報を開示するように請求することが可能になりました。

また、A会社が得た会員Bに関する情報を、会員Bの承諾ない限り、原則として第三者に提供することが禁止されました。例えば、オンラインセミナーの講師をA会社がC会社に依頼した場合に、会員Bの情報をC会社に提供する場合などです。

そして、プライバシーポリシーをA社内で定めている場合には、これらのことをプライバシーポリシーに反映させる必要があります。

その他にもいろいろ2022年4月1日の改正点がありますが、最も大きい改正点は上記のとおりです。もし他にどのような改正点があるのかをお知りになりたい方は、遠慮なく弊所までお問い合わせ下さい。

（堀内朗仁）

---

# 取扱業務

## <企業向け業務>

コンプライアンス体制を  
作るための  
総合アドバイザー

企業活動における  
法律に関する  
アドバイザー

顧問契約

## <個人向け業務>

遺言作成

相続問題

夫婦関係問題

その他、法律に関するご相談を承ります。

★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ はるきだより ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆

今号もお読みいただき、ありがとうございました。

今回は初めての試みとして、インターネット上でのアンケートを実施しています。はるきTIMESに対するご意見やご感想、今後読みたいテーマを書いていただく欄もありますので、表紙のQRコードからアクセスしてご回答いただければ幸いです。

皆さまのご意見をぜひお聞かせ下さい。(Y)



★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆

## はるき法律事務所

弁護士 堀内 朗 仁 弁護士 東原 直 樹 (大阪弁護士会所属)

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612 <https://haruki-law.net>

